

地方自治法の規定に基づき定期監査等を実施したので、その結果を飯塚市監査基準第23条の規定により、次のとおり公表する。

令和4年1月11日

飯塚市監査委員 篠崎 充 俊

飯塚市監査委員 吉田 健 一

1 監査の実施期間

令和3年10月25日(月)から令和3年12月23日(木)まで

2 監査の対象部課等

企業局（企業管理課、上水道課、下水道課、上下水道施設課）

3 監査の対象及び範囲

企業局（企業管理課、上水道課、下水道課、上下水道施設課）の所管業務のうち、主として前回の定期監査実施基準日の翌日から令和3年8月までの財務等に関する事務事業の執行について

4 監査の方法

今回の監査に当たっては、財務事務が法律、条例、規則等に則り適正に執行されているか、市の事務が合理的かつ効率的に執行されているか等を主眼として実施し、関係書類を全部又は一部を抽出により検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取しました。

5 監査の着眼項目

今回の監査は、財務に関する事務執行の定期監査に加え行政事務全般について、適正かつ効率的、有効的に執行されているか否かの観点から行う行政監査も併せて行いましたが、主に次のような点について着目し実施しました。

- ① 予算執行が計画的かつ効果的に行われているか。
- ② 事務事業の執行及び管理運営が計画的かつ合理的に行われているか。
- ③ 事務の執行は経済性、効率性、有効性が考慮されかつ合規的に行われている

か。

- ④ 事務の決裁が適正に行われているか。
- ⑤ 各種の帳簿、証拠書類の記載内容等に整合性はあるか。
- ⑥ 収納した現金の管理が適正に行われているか。
- ⑦ 文書の管理が適正に行われているか。
- ⑧ 補助金が要綱等に則り、適正に執行されているか。
- ⑨ 委託業務等に係る契約事務が適正に行われているか。
- ⑩ 指摘事項及び注意事項は、是正又は改善がされているか。

6 監査の結果

一部において予算の執行、収入・支出事務及び資産管理等に直ちに是正及び改善を要する事項がありました。

この内、別添のとおり 2 件について文書で指摘を行いました。

また、指摘には至らないものの改善の必要な事項、問題点については、関係者に適正に処理を行うよう求めました。

検討改善事項

企業局 企業管理課

1 公印の管理について（局長指摘事項）

飯塚市公印規則（以下「規則」という。）第 8 条第 2 項によれば「公印を使用する者は、公印使用簿に所要の事項を記載し、公印管理者等の許可を得なければならない。（略）」と規定されている。

しかしながら、文書と公印使用簿を確認したところ、公印を使用したにもかかわらず、公印使用簿にその記載がないものが確認された。

このことは、前回の定期監査において局長指摘事項とし、措置状況で「公印使用簿記載を省略することのないように徹底いたします」との回答を受けているものの、改善がなされていない。

公印の管理は、規則第 4 条に「公印の取扱いは、厳正かつ確実にいき、盗難、紛失、不正使用等の事故がないよう管理し、及び使用しなければならない。」と規定されていることから、取扱責任者はその管理を厳格に行うとともに、公印の取扱いについて職員への指導を徹底すること。

2 決裁について（局長指摘事項）

飯塚市企業局事務取扱規程別表第 1 によれば、局長専決事項として、下記のとおり規定している。

(25) 1 件 2,500 万円以上 4,000 万円未満の工事の請負契約に係る競争入札の参加者及び随意契約の相手方の決定、予定価格の決定及び契約の締結に関すること。

(27) 1 件 500 万円以上の所管工事のしゅん工検査報告に関すること。

(28) 1 件 100 万円以上の委託業務及び修繕業務検査報告に関すること。

(29) 1 件 2,500 万円以上の工事請負契約に係る工事完成確認通知に関すること。

しかしながら、局長の決裁漏れや決裁権者を錯誤しているものが散見された。

しゅん工検査・業務委託報告書については、事務の一部を建築課職員へ併任しており、そのときの事務処理についての確認が不十分であったと思料する。

今後は、飯塚市企業局事務取扱規程を遵守し、適切な事務処理を行うこと。